敦賀市中小企業経営安定資金融資のご案内

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

敦賀市では、市内事業者への円滑な金融をはかり、中小企業者の振興を促進するため、 低利な融資制度を設けています。

1. 融資を受けることができる方

- ①市内に住所を有し、市内にて事業を営んでおられる方
- ②市内に住所を有し、市内にて新たに事業を営もうとされている方

注)②に該当する方、または事業開始から1年に満たない方が設備資金を利用の場合は融資申込額の3分の1以上の自己資金を有していること。

上記いずれかにあてはまる、融資金の償還能力を有する方が対象となります。

〈注意事項〉

- 1)融資申込時点において、<u>市税を完納している方</u>(※1)に限ります(納税確認を行います)。
- 2) 許認可が必要な業種を営む場合は、既に許可を受けていること、もしくはその取得が確実である方に限ります(許認可証の写しを提出していただきます)。

※1:非課税者を含みますが、未申告の方については申告の上、納付が条件となります。

2. 融資の条件

(令和7年10月1日現在)

資金使途	運転資金	設 備 資 金
	仕入や決済等経常運転に充当。	店舗の新改築や設備整備に充当。
融資限度額		2,00万円以内
	1,500万円以内	(※小売業者が店舗を新増改築する場合)
		2,500万円以内
	(併用の場合) 2,00万円以内	(※の場合は2,500万円以内)
	注)上記は1事業者が年度内に利用できる限度額です。	
融資期間(据置期間)	5年以内(6ヶ月以内)	7年以内(1年以内)
	(併用の場合) 7年以内(1年以内)	
融資利率	1.85 %以下 (保証協会の保証付 1.55 %以下)	
	注)金融情勢により利率を改定しますので、融資実行の際の利率は上記と異なる場合があります。	
返済方法	原則、月割賦による元金均等返済。	
信用保証	福井県信用保証協会の信用保証を付けることができます。 保証付きの場合、保証期間3年以内の場合は保証料の50%、3年を 超える場合は30%が補給されます。	
担保•連帯保証 人	取扱金融機関・信用保証協会の定と	かるところによります。
申込書類	①敦賀市中小企業経営安定資金融資金計認可が必要な業種は許認可証の ③法人の場合は登記事項証明書の等 ④設備資金申し込みの場合は設備等 ⑤信用保証利用の場合は、保証料 ⑥借入金内訳表(借換の場合) ⑦その他市や取扱金融機関が必要に	の写し 写し 等の見積書の写し 補給にかかる事務委任状の写し

〈注意事項〉

- 1)事前に取扱金融機関による審査があります。
- 2) 設備等は市内に整備する場合に限ります。
- 3)融資申込書は下記市内取扱金融機関、敦賀市役所商工貿易振興課にございます。
- 4) 平成31年度より借換が可能となりました。

詳しくは、市内取扱金融機関(福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・敦賀信用金庫)各店または、敦賀市役所商工貿易振興課(TEL:0770-22-8122)までお問合せください。